

第45回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和4年4月22日(金曜日)
午前8時45分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和4年4月21日付け災対第1269号で示された「府民等への要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：令和4年4月25日～5月22日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※）の実施を条件とします。
- (3) その他：市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和4年4月21日付け災対第1269号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※：適切な感染防止策等（府民等への要請より）

▶ イベント開催の要件は以下のとおり

| | 感染防止安全計画策定 ※3 | その他（安全計画を策定しないイベント） |
|---------|---------------|--------------------------|
| 人数上限 ※2 | 収容定員まで | 5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方 |
| 収容率 ※2 | 100% ※4 | 大声なし：100%、大声あり：50% ※5 |

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
 - ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
 - ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
 - ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染症対策の徹底や直行直帰を行うこと
- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
※3 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 3/22 ～4/24 (前回) | 対策等 | 4/25 ～5/22 | 対策等 |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|---|---------------|---|
| 庁舎・出張所 | 本庁・合同庁舎 | ○ | | ○ | |
| | 北辰出張所 | ○ | | ○ | |
| 斎場 | | ○ | 座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。 | ○ | 座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。 |
| 福祉文化会館（オークシアター） | | ○ | 大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | 大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| 市民総合センター（クリエイトセンター） | | ○ | | | |
| 教育センター | | ○ | 感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。 | ○ | 感染予防対策を徹底した上で、貸室を行う。 |
| 消費生活センター | | ○ | | ○ | |
| 市民活動センター | | ○ | 大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 | ○ | 大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 |
| 男女共生センターローズWAM | | ○ | 大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | 大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| 生涯学習センターきらめき | | ○ | 大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | 大声での歓声・声援等が伴うものは、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| 保健 | 保健医療センター | ○ | 感染症予防対策を徹底する。 | ○ | 感染症予防対策を徹底する。 |
| | こども健康センター | ○ | | | |
| 東保健福祉センター | | ○ | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 | ○ | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 |
| 西保健福祉センター | | ○ (4/1～ 4/24) | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 | ○ | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 |
| 南保健福祉センター | | ○ (4/1～ 4/24) | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 | ○ | 感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。 |
| 高齢者福祉 | 高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| | 福井多世代交流センター | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| | 葦原多世代交流センター | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| | 沢池多世代交流センター | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| | 西河原多世代交流センター | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| | 南炭木多世代交流センター | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用可能人数の上限を定員の50%とする。 |
| | いきいき交流広場 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。 | ○ | カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、利用者間の間隔を十分に確保した上で実施する。 |
| | コミュニティデイハウス | ○ | 食事中の会話を禁止した上で食事の提供を実施。 カラオケなど高唱を伴う活動は禁止する。 | ○ | 食事中の会話を禁止した上で食事の提供を実施。 カラオケなど、高唱を伴う活動を行う場合は、感染予防対策（換気、十分な間隔の確保、マスクの着用）を徹底した上で実施する。 |
| | 街かどデイハウス | ○ | | | |
| 障害者（児）福祉 | 障害福祉センターハートフル | ○ | 歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。 | ○ | 歌唱・高唱での貸室利用は、定員を50%に削減する。 |
| | 障害者就労支援センターかしの木園 | ○ | 感染予防に留意しながら事業を実施 | ○ | 感染予防に留意しながら事業を実施 |
| | 障害者生活支援センターともしび園 | ○ | | | |
| | あけぼの学園 | ○ | 通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ | ○ | 通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ |
| | すくすく親子教室 | ○ | 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施 | ○ | 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施 |
| 子育て支援 | 子育て支援総合センター | ○ | 感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。 | ○ | 感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。 |
| | 子育てすこやかセンター | ○ | 感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。 | ○ | 感染防止対策を徹底の上、受け入れ組数の制限。 |

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 3/22 ~4/24 (前回) | 対策等 | 4/25 ~5/22 | 対策等 |
|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------------------|---------------|----------------------------------|
| 体育館 | 市民体育館 | ○ | | ○ | |
| | 福井市民体育館 | ○ | | ○ | |
| | 南市民体育館 | ○ | | ○ | |
| | 東市民体育館 | ○ | | ○ | |
| プール | 西河原市民プール | ○ | | ○ | |
| | 中条市民プール | × | 夏期のみ開場 | × | 夏期のみ開場 |
| | 五十鈴市民プール | ○ | | ○ | |
| 運動広場・グラウンド・庭球場等 | 東雲運動広場グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 春日丘運動広場グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 若園運動広場グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 福井運動広場グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 桑原運動広場グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 桑原運動広場フットサル場 | ○ | | ○ | |
| | 桑原ふれあい運動広場 | ○ | | ○ | |
| | 中央公園北グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 中央公園南グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 島3号公園大グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 島3号公園小グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 西河原公園北グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 西河原公園南グラウンド | × | 改修工事中。 | ○ | |
| | 若園公園グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 水尾公園グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 沢良宜公園グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 忍頂寺スポーツ公園グラウンド | ○ | | ○ | |
| | 東雲運動広場庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 春日丘運動広場庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 福井運動広場庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 桑原運動広場庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 若園公園庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 西河原公園北庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 西河原公園南庭球場 | × | 改修工事中。 | ○ | |
| | 忍頂寺スポーツ公園庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 郡山公園庭球場 | ○ | | ○ | |
| | 西河原公園屋内運動場 | ○ | | ○ | |
| | 春日丘運動広場弓道場 | ○ | | ○ | |
| | IBALAB@広場 | △ | カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。 | △ | カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。 |
| | 忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘 | ○ | | ○ | |

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 3/22 ～4/24 (前回) | 対策等 | 4/25 ～5/22 | 対策等 |
|--------------|---------------|-----------------------|---|---------------|---|
| コミュニティセンター | 葦原コミュニティセンター | ○ | 大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 | ○ | 大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 |
| | 中津コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 庄栄コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 水尾コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 郡コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 西河原コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 穂積コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 畑田コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 東コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 豊川コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 彩都西コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 三島コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 大池コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 春日コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 東奈良コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 沢池コミュニティセンター | ○ | | | |
| | 山手台コミュニティセンター | ○ | | | |
| 玉櫛コミュニティセンター | ○ | | | | |
| 公民館 | 茨木公民館 | ○ | 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 見山公民館は3/31まで改修工事のため休館。 | ○ | 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 |
| | 春日丘公民館 | ○ | | | |
| | 中条公民館 | ○ | | | |
| | 安威公民館 | ○ | | | |
| | 玉島公民館 | ○ | | | |
| | 福井公民館 | ○ | | | |
| | 清溪公民館 | ○ | | | |
| | 見山公民館 | △ | | | |
| | 石河公民館 | ○ | | | |
| | 太田公民館 | ○ | | | |
| | 太田公民館分室 | ○ | | | |
| | 天王公民館 | ○ | | | |
| | 郡山公民館 | ○ | | | |
| | 耳原公民館 | ○ | | | |
| | 白川公民館 | ○ | | | |
| 西公民館 | ○ | | | | |

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どりの開館、△：一部閉館、×：閉館

| 施設名 | | 3/22 ～4/24 (前回) | 対策等 | 4/25 ～5/22 | 対策等 |
|-----------------|----------------------------|-----------------------|---|---------------|---|
| いのち・愛・ゆめセンター | 豊川いのち・愛・ゆめセンター | ○ | | ○ | |
| | 沢良直いのち・愛・ゆめセンター | ○ | 大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 | ○ | 大声等を伴う活動を実施する場合は、収容定員の50%とする。 |
| | 総持寺いのち・愛・ゆめセンター | ○ | | ○ | |
| 文化施設 | 文化財資料館 | ○ | | ○ | |
| | キリシタン遺物史料館 | ○ | | ○ | |
| | 川端康成文学館 | ○ | | ○ | |
| | 市立ギャラリー | ○ | | ○ | |
| プラネタリウム(天文観覧室) | | ○ | | ○ | |
| 青少年 | 上中条青少年センター | ○ | 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 | ○ | 利用定員は100%以内とする。但し大声を伴う活動は50%以内。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 |
| | 青少年野外活動センター | ○ | 利用定員は50%以内とする。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 | ○ | 利用定員は50%以内とする。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル(ガイドライン・チェックリスト)等に基づいた対応を行う。 |
| 図書館(富士正晴記念館含む。) | | ○ | | ○ | |
| 里山センター(森の学び舎) | | ○ | 会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。 | ○ | 会議室等の貸室については、収容率の100%以下(条件あり)とする。芝生広場については、家族利用に限定。 |
| 公園駐車場 | 彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園 | ○ | | ○ | |

災 対 第 1269 号

令和4年4月21日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

大阪府では、府民や事業者の皆様のご協力により、直近1週間の新規陽性者数はやや減少傾向にあるものの、感染力の高い BA.2 系統への置き換わりが進んでいることや、大型連休後の感染の再拡大を警戒する必要があること、また、感染が再拡大した場合、再び医療提供体制がひっ迫する恐れがあることから、引き続き、感染防止対策を徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、第75回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、4月25日から5月22日までの府民等への要請等を決定いたしましたので、引き続き、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

また、本会議で決定された要請内容等について、ホームページやSNS等での周知につきましても、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 府民等への要請

別添資料2 第75回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(ご参考)

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/75kaigi.html

問い合わせ先

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・新井・細谷

06-6941-0351 (内線 4947、4955)

- 1 区域 大阪府全域
- 2 要請期間 令和4年4月25日～5月22日
(ただし、今後の感染状況に応じて要請内容の変更を判断)

3 実施内容

(1) オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策

- ① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)
- 高齢者の命と健康を守るため、高齢者※及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること
 - 高齢者施設での面会時は、感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
 - 高齢者の同居家族が感染した場合、高齢者※の命を守るため、積極的に宿泊療養施設等において療養すること
 - 高齢者に少しでも症状がある場合、早めに検査の受診をすること

※基礎疾患のある方などの重症化リスクの高い方を含む。

② 高齢者施設への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 面会時を含め、施設での感染防止対策を徹底すること(オンラインでの面会など高齢者との接触を行わない方法も検討すること)
- 入居系・居住系施設の従事者等への頻回検査(3日に1回)を実施すること
- 施設で陽性者や疑似症患者が発生した場合には、施設管理者は配置医師や連携医療機関、往診医療機関等と連携し速やかな治療に協力すること

③ 医療機関への要請 (特措法第24条第9項に基づく)

- 地域の中核的な医療機関や往診医療機関は、保健所から高齢者施設への往診依頼があった場合には、地域単位での往診体制の確保など協力を行うこと
- 地域の感染症の中核的な医療機関等は、高齢者施設の感染制御の支援を推進すること

(2) 継続した感染防止対策

① 府民への呼びかけ (特措法第24条第9項に基づく)

- 旅行や帰省等、都道府県間の移動は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えること
- 会食を行う際は、4ルールを遵守すること
 - ・ 同一テーブル4人以内
 - ・ ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・ 2時間程度以内での飲食
 - ・ マスク会食※の徹底
- ※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底
特に、子どもの感染防止対策を徹底すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること（無料検査事業を実施）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること

②大学等への要請（特措法第24条第9項に基づく）

- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・ 旅行や、自宅・友人宅での飲み会
 - ・ 部活動や課外活動における感染リスクの高い活動（合宿等）や前後の会食
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

③ 経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 業種別ガイドラインを遵守すること

④ イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者等に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

| | 感染防止安全計画策定 ※3 | その他（安全計画を策定しないイベント） |
|---------|---------------|-----------------------------|
| 人数上限 ※2 | 収容定員まで | 5000人又は収容定員50%の いずれか大きい方 |
| 収容率 ※2 | 100% ※4 | 大声なし：100%、大声あり：50% ※5 |

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ イベントの参加者は、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰を行うこと

- ※1 イベントには、遊園地・テーマパーク等を含む
- ※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※3 参加人数が5000人超かつ収容率50%超のイベントに適用
- ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
- ※6 飲食提供する場合、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする

⑤ **施設について**（府有施設を含む） **飲食店等への要請**（第24条第9項に基づく）

| 施設 | 要請内容 | |
|--|--|---|
| | ゴールドステッカー認証店舗 | その他の店舗 |
| <p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)</p> <p>【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶、カラオケボックス等、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場等】 飲食店営業許可を受けている結婚式場、ホテル又は旅館において披露宴等を行う場合</p> | <p>○同一テーブル4人以内 （5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること） ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可</p> | <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内 （5人以上の入店案内は控えること）</p> |

※ 対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要

【全ての飲食店等への要請】

- 利用者に対し、2時間程度以内での利用、マスク会食の徹底を求めること
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（法に基づかない働きかけ）

| 施設の種類 | 内 訳 | 働きかけ内容（1000㎡超の施設） |
|-------|--|---|
| 商業施設 | 大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く） | <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底 |
| 遊技施設 | マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等 | |
| 遊興施設 | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等 | |
| サービス業 | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等 | |

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

| 施設の種類 | 内 訳 | 要請内容 |
|---------|---|--|
| 劇場等 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | 【人数上限・収容率】 イベント開催時は、 イベント開催制限と同じ 【その他】 （法に基づかない働きかけ） ○ これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施 ○ 感染防止対策の徹底 |
| 遊興施設 | ライブハウス※ | |
| 集会・展示施設 | 公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等 | |
| ホテル・旅館 | ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る） | |
| 運動・遊技施設 | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等 | |
| 博物館等 | 博物館、美術館 等 | |

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備につながる、認証制度。

対象

飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

（例）・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO2センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等

問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分



特措法に基づく要請等コールセンター

特措法に基づく要請内容などにかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

第 75 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

第 75 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要については、以下のとおりです。

1. 日時 : 令和 4 年 4 月 21 日 (木) 15 時 30 分から 16 時 15 分まで
2. 場所 : 大阪府本館 1 階 第一委員会室

【結果概要】**(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 7 日間毎の新規陽性者数は、3 月下旬より継続的な増加傾向を示していたが、直近 1 週間はやや減少 (前週増加比 0.82 倍)。ただし、陽性者数は依然、1 日 3,000 人を上回る高水準で推移。
- 府の直近 1 週間の変異株スクリーニング検査では、BA. 2 系統疑いの検出が約 8 割。
- ワクチンの 3 回目追加接種は、65 歳以上で 8 割を超える一方、若年層は 2 割程度であり、全人口では約 4 割。
- 病床 (重症・軽症中等症) 使用率は増加傾向にあったが、直近ではやや減少し、25.8% (4/20)。
- 繁華街の滞在人口は、キタ・ミナミとも、1 日平均では、昨年 3 月と比較して微増。夜間は約 130%。

(2) 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み

- 年度替わりの集中警戒期間は 4 月 24 日までで終了するが、ゴールデンウィークを控え、感染防止対策の徹底が必要であり、引き続き、要請を行う。新たな要請期間は、5 月 22 日まで。
- オミクロン株の特性を踏まえた感染防止対策として、高齢者の命と健康を守る対策を要請。高齢者施設での面会は、「自粛」から「感染防止対策の徹底」に変更。入所系・居住系高齢者施設の従業者等への頻回検査 (3 日に 1 回) を要請。
- 継続した感染防止対策として、旅行や帰省等、都道府県間移動の際の基本的な感染防止対策徹底のほか、会食の際は 4 ルール (同一テーブル 4 人以内、2 時間程度以内での飲食、ゴールドステッカー認証店舗を推奨、マスク会食の徹底) の遵守などを、引き続き要請。
- イベントの開催については、収容率: 大声なし 100% 以内、大声あり: 50% 以内、かつ人数上限: 5,000 人又は収容定員 50% のいずれか大きい方を要請。ただし、感染防止安全計画を策定すれば、収容率を 100%、人数上限を収容定員までとすることが可能。
- 飲食店等は、ゴールドステッカー認証店舗は、同一テーブル 4 人以内。その他の店舗は、同一グループ・同一テーブル原則 4 人以内。
- 1,000 m² 超の商業施設等で、これまでにクラスターが発生しているような施設や 3 密のある施設は、適切な入場整理等の実施を働きかけ。
- 劇場等の人数上限及び収容率は、イベント開催時はイベント開催制限と同じ。

(3) 「大阪モデル」について

- 現在、大阪モデルの指標が「非常事態 (赤信号)」解除の目安を満たしていることから、年度替わりの集中警戒期間の終了に伴い、「警戒 (黄信号)」に移行する。(適用日: 4 月 25 日)

(5) その他

- 第七波に向けた保健所業務の重点化、医療・療養体制の強化について、以下の取組みを実施中。
診療・検査医療機関の全公表を開始、府管轄保健所に事務処理センターを設置、「配食・パルスセンター」の設置、入居系・居住系の高齢者施設等の従業者等を対象にした頻回検査の実施、高齢者施設の往診等に対応する医療機関に対する協力金の支給、新型コロナ患者非受入病院に自院患者陽性時の治療実施を要請 等
- 医療機関による発生届の HER-SYS 入力促進について、診療・検査医療機関に働きかけを行った結果、医療機関入力率は 48% から 55% に増加。今後、実施予定、検討中の医療機関が入力した場合、66% となる見込み。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/75kaigi.html

【令和3年11月25日第61回対策本部会議決定事項（修正「大阪モデル」について）】

- ◆ ステージ移行については、指標の目安の到達状況を踏まえつつ、感染状況や医療提供体制の状況、感染拡大の契機も十分に考慮し、専門家の意見を聴取したうえで、対策本部会議で決定する。

【大阪モデルの状況】

- ◆ 3月29日に「非常事態（赤信号）」解除の目安に到達。ただし、「年度替わりの集中警戒期間」（3月22日～4月24日）であることから、「非常事態（赤信号）」を継続。

※警戒解除：病床使用率7日間連続20%未満かつ重症病床使用率7日間連続10%未満に達した場合

| | 非常事態の目安 | 非常事態解除の目安 | 4/14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|-------------------|-----------------------|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 病床使用率 | 50%以上 | 7日間連続 50%未満 | 28.7% | 28.5% | 28.5% | 29.7% | 30.2% | 27.6% | 25.8% |
| 重症病床使用率 | 40%以上 | 7日間連続 40%未満 | 7.1% | 6.1% | 6.0% | 6.1% | 6.1% | 5.8% | 6.0% |
| 信号（一定期間点灯させた後、消灯） | 上記いずれかが 目安に達した場合 赤 | 上記全てが目安に 達した場合 黄 | | | | | | | |



○現在、大阪モデルの指標が「非常事態（赤信号）」解除の目安を満たしていることから、「年度替わりの集中警戒期間」の終了に伴い、「非常事態（赤色信号）」を解除し、「警戒」に移行（黄色信号点灯）する。（適用日：4月25日）

○ただし、BA.2系統への更なる置き換えや、大型連休等での人流拡大に伴い、感染機会が増加し、感染が再拡大するリスクが高い。

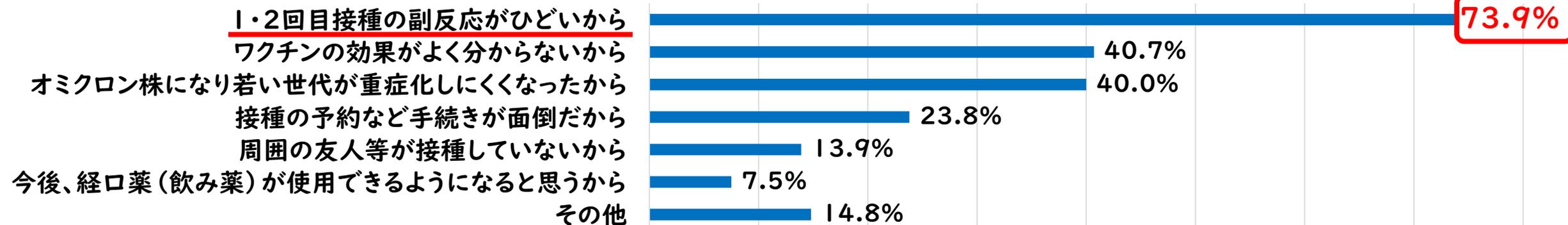
新規陽性者数が再び増加傾向となり、「非常事態（赤色信号）」の目安に到達する場合は、直ちに本部会議を開催し、「非常事態（赤色信号）」への移行を決定する。（「非常事態」の目安：病床使用率50%以上又は重症病床使用率40%以上）

若年層のワクチン接種にかかる現状分析（庁内アンケート結果）

- ◆ 30代以下の若年層に対する接種促進方策の検討にあたり、庁内アンケートを実施
- ◆ 接種が進まない理由として、副反応を懸念する声が多く、また、効果についての分かりやすい情報発信を求める意見が多数

□ アンケート結果（回答数：1,205） 実施期間：令和4年4月8日～4月12日 調査対象：全部局（警察除く）の30代以下の職員（匿名による回答）

設問1 若い世代の接種が進まない理由（複数回答）



設問2 若い世代への接種促進方策（複数回答）



（回答数1,205に対する割合）

設問3 若い世代への接種促進方策（自由記述）

（主な回答）

- 啓発・情報発信（接種の意義や効果・副反応の具体的な情報・接種しないリスクについての発信 等）
- ワクチン休暇の充実・休業補償
- 接種の利便性向上（接種場所・接種時間・接種手続）

ワクチン接種促進に向けた集中取組期間（4月21日～5月22日）

1 若年層のワクチン接種促進に向けた広報・啓発

- 30代以下の府民をターゲットに、SNS等、様々な媒体を活用した広報・啓発を実施（Web広告・デジタルサイネージ・Twitterなど）

2 府大規模接種会場を活用した大学等における追加接種の促進

- 大学等を対象とした府大規模接種会場（新別館）での団体接種を新たに実施
参加いただける大学を府ホームページで公表

3 企業における追加接種の促進（「集中取組協力企業」の公表）

- 経済団体を通じ、企業に対し若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力いただける企業を府ホームページで公表

4 府大規模接種会場の運用変更

- 府接種会場の利用状況を踏まえた接種体制の最適化と合わせて、金曜日・土曜日の開設時間を22時まで延長（5月23日以降も継続）

Ⅰ 若年層のワクチン接種促進に向けた広報・啓発

- ◆ 特に接種率の低い30代以下の若年層の接種促進に向け、様々な媒体を活用した広報・啓発を実施
- ◆ ワクチン接種の効果・安全性や大規模接種会場の情報等、接種の判断材料となる情報を発信

● 期間中の主な取組み

Web広告

- スマートフォン等への広告表示により、ターゲットの若年層へ効果的に発信

(広告表示場面)

- 検索サイト(Google等)
- SNS(Twitter等) 利用時

デジタルサイネージ

- 鉄道主要駅等での掲出により、通勤・通学・移動の場面で個人・集団に訴求

(掲示場所)

- 梅田・なんば・天王寺駅 等

SNSによる情報発信

- 期間中のツイート投稿の増加等により、情報を拡散

(活用SNS)

- 府ワクチン公式Twitter
- 庁内のLINEアカウント 等

庁内部局・市町村と連携した周知・啓発

- 庁内各部局や市町村とも連携し、関係団体等に対し若年層の接種促進への協力を働きかけ



ご自身や身近な人を守るため、早めのワクチンの接種をお願いします

2 府大規模接種会場を活用した大学等における追加接種の促進

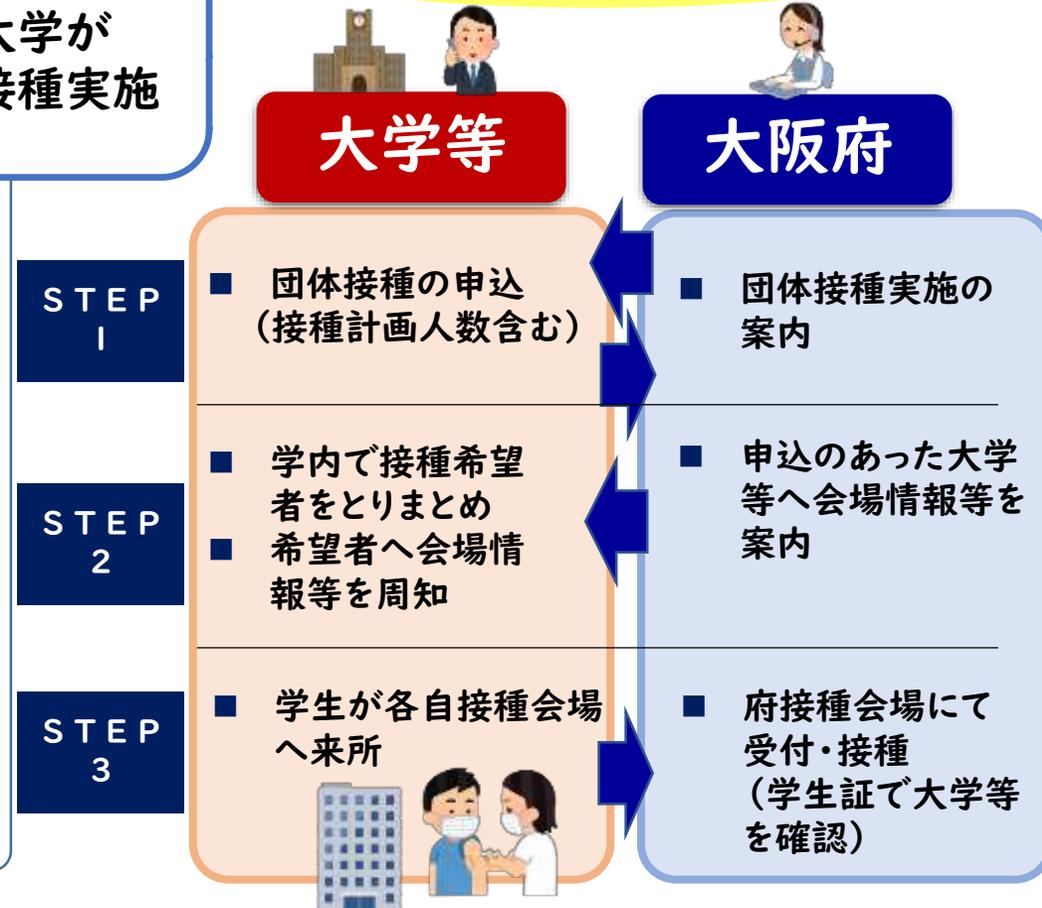
- ◆ 府大規模接種会場において大学等の単位で団体接種の受付を新たに開始
- ◆ 府内の大学等に団体接種の利用を呼び掛け、学生への接種を促進するとともに、参加いただける大学を府ホームページで公表

● 団体接種の実施

- 対象 府内の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等（府内に在学の方）
 - ・接種日時時点で18歳以上
 - ・接種券（追加接種用）をお持ちの方
 - ・2回目接種完了日から6か月以上経過
- 接種会場 府の大規模接種会場2か所（新別館南館・北館）
- 使用ワクチン 武田／モデルナ社製
- 申込方法 大学等担当者から府窓口へ事前に申込書を提出
- 接種受付 接種当日、学生が会場で受付（事前予約不要）

4月21日
関西大学が
団体接種実施

《団体接種の流れ》



※文部科学省において、学生への接種促進にかかる支援制度を準備中

学校単位での日時指定予約も可能!

3 企業における追加接種の促進（「集中取組協力企業」の公表）

- ◆ 経済団体を通じ、企業に対し若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけ
- ◆ あわせて、協力いただける企業を「**集中取組協力企業**」として府ホームページで公表し、気運醸成につなげる

● 実施概要

企業への働きかけ

企業への協力依頼内容

①従業員への広報・啓発

- ワクチンの効果や副反応等、接種の判断材料となる情報を提供（府より各種媒体を紹介）

②接種しやすい環境の確保

- 接種時のサービス上の取扱いについて柔軟に対応

③副反応発生時の配慮

- 接種により発熱等の体調不良が生じた場合の配慮

企業内での取組

企業において
①～③の取組に
全て協力



報告(※)

府ホームページでの公表

協力企業を広く周知することで
さらなる接種促進の気運を醸成

公表内容（イメージ）

- 協力企業一覧
- 企業における好事例



(※) 府インターネット申請・申込みサービスを利用

接種は強制ではないことや接種を望まない方にも十分配慮し
希望する方の1日でも早い接種を促進

経済団体を通じた働きかけ

大阪府

4 府大規模接種会場の運用変更

◆府大規模接種会場における運用について、5月1日以降予約率の高い時間帯（金・土曜日の19時以降）に接種を重点化するとともに、最適化を行う

●接種体制の変更

4月中

| | 開設曜日・時間（ ）は最終受付時間 | 休館日 |
|----------|---------------------|-----|
| 新別館（南・北） | 火～日曜日 10時～20時半（20時） | 月曜日 |
| 咲洲 | 火～日曜日 10時～17時半（17時） | |

※心齋橋会場は4月28日で終了

直近の予約率※

金曜日19時以降は約**70%**

※4/15の予約率

5月1日より

新別館の金・土曜日の開設時間は10時～22時（最終受付時間：21時半）

（5月中旬より）

- 新別館の金・土曜日の開始時間を1時間前倒しし**9時**に変更
- 咲洲の開設を金・土曜日のみに集約